

証券コード 2586
(発送日) 2023年6月9日
(電子提供措置開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北三丁目2番28号
株式会社フルッタフルッタ
代表取締役社長 澤 誠
社長執行役員 CEO

第21期定時株主総会ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.frutafruta.com/ir_info/



電子提供措置事項は、東京証券取引所(東証)のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フルッタフルッタ」又は「コード」に当社証券コード「2586」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、上記の他、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2586/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上2023年6月27日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

敬 具

・事前に議決権を行使いただきました株主様には、議案の賛否にかかわらず、お一人につきQ U Oカード1枚(500円分)を後日お送りさせていただきます。
・本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月28日(水曜日)午前10時(受付開始9時30分) |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区五番町一丁目10番
市ヶ谷大郷ビル6F
A P市ヶ谷 Cルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 目的事項

[定時株主総会]

報告事項

第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案

第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・書面による議決権行使の場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- ・インターネットによる議決権行使の場合は、後掲の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご確認の上、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。
- ・インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意志表示があったものとして取り扱います。
- ・株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

《インターネットによる議決権行使についてのご案内》

【インターネットによる方法】

インターネット（スマートフォン、パソコン、携帯電話）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能となります。

1. スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、議決権行使画面案内に従つて議決権を行使することができます。この場合、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要となります。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力していただく必要があります。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. パソコン又は携帯電話をご利用の場合

上記URLにアクセスしていただき、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。

なお、バーコード読み取り機能付の携帯電話をご利用の場合、議決権行使書用紙に記載された「携帯用QR」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることができます。

（ご注意）

- ・インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によつてはご利用いただけない場合がございます。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

《インターネットによるライブ配信についてのご案内》

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2023年6月28日(水曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

なお、ライブ配信視聴用ウェブサイトは、午前9時45分頃に視聴が可能です。

2. ご視聴方法

- (1) パソコン又はスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むか、いずれかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

※インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。

(視聴用ウェブサイト)

<https://2586.ksoukai.jp>

QRコード



- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセスは、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力をお願いいたします。

(ID)

議決権行使書用紙に記載されている「株主様の株主番号」(9桁の半角数字)

(パスワード)

議決権行使書用紙のお送り先となる「株主様の郵便番号」(7桁の半角数字)

3. ご視聴に関する留意事項

- ◎インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。
- ◎やむを得ない事情より、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎ライブ配信をご覧いただく事は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発信をいただく事は出来ません。議決権につきましては、書面により事前に行使いただくか、インターネットにより議決権行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ◎ライブ配信の撮影・録画・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ◎インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中継等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございますので、ご注意ください。
- ◎視聴用ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用の一切は、株主様のご負担となります。

【インターネットによるライブ配信に関するお問い合わせ先】

お問い合わせコールセンター

電話 03-6883-6882

◎株主総会当日のみの受付となります。ご了承ください。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当期の経営成績の概況

当事業年度においては、コロナ禍からの経済活動の正常化が進みつつある一方で、ウクライナ情勢・円安等を起因とした物価高騰による家計への悪影響や、欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念等、当社を取り巻く環境は厳しさが増す状況が続いたことで、期初の計画を遂行することが厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社は創業から20年間掲げている『自然と共に生きる』というミッションのもと、アグロフォレストリーの多様性を活かしたマーケティング活動を継続して行ってまいりました。当事業年度においては、次世代型食料供給産業に注目が集まる中で、近い将来、アグロフォレストリーが国際的な動向でもある『Nature Positive』の数少ない成功事例となり得ることを鑑み、アグロフォレストリーのプラットフォーム化に向けた取り組みを進めてまいりました。これら取り組みの成果は次年度以降に得られるものが多いものの、当事業年度においては前年比で増収増益となり、売上、利益共に回復基調となると共に、良い形で翌事業年度へと繋げる結果となりました。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	増減額	前期比
売上高	780,172千円	804,885千円	24,712千円	103.1%
売上原価	499,335千円	492,626千円	△6,709千円	98.6%
売上総利益	280,837千円	312,259千円	31,422千円	111.1%
販売費及び一般 管理費	611,670千円	624,272千円	12,601千円	102.0%
営業利益	△330,833千円	△312,012千円	18,820千円	—
経常利益	△320,867千円	△307,346千円	13,520千円	—

売上高は、前事業年度より24,712千円増加し804,885千円(前期比103%)、売上総利益は前事業年度より31,422千円増加し312,259千円(前期比111%)となりました。四半期ごとの推移としては、第4四半期にかけて右肩上がりであり伸長しており、翌事業年度のさらなる拡販に向けた好材料を多く得ることができた四半期となりました。

第4四半期が好調に推移した主な要因としては、アサイーリバイバル戦略におけるアサイーの造血機能や抗炎症機能は引き続き軸としながらも、フェムテック市場や赤十字血液センターにおける積極的なPR活動により、当事業年度の新商品であるアサイーEPOFeが好調に推移しており、出荷量も月次推移で伸びている形となっております。さらに、ザクロの健康効果に関するテレビ放映も後押しとなり、アサイー関連商品全体として、売上高および売上総利益の増加に貢献いたしました。

アサイー以外では、12月から販売を開始している「楊枝甘露(ヨンジーガムロ)」が、大手会員制倉庫型店を中心に好調に推移しており、各地で開催されている台湾関連イベントの盛り上がりもあり、既存商品の台湾フルーツティーと合わせて売上高増加に貢献しております。同商品は、コンビニエンスストアや量販店でも手に取りやすい、小型ボトルの発売を予定しており、さらなる拡販に向けて準備を進めております。

また、アサイーを中心とした各種アマゾンフルーツ原料においては、それぞれの健康価値に加えて、当社事業の根幹となるアグロフォレストリーに対する関心度、サステナブル原料への需要が高まってきており、例年に比べて多くのお問い合わせを頂いております。

売上原価においては、未だ各方面からの値上げラッシュの終わりが見えず収益を圧迫する中で、市場の円安基調に合わせた原料調達方針の見直しにより、原価の上昇を抑えることに成功しました。当社は、ブラジルのアマゾンフルーツという、輸入かつ自然を相手とした原料をビジネスの基盤としているため、様々な状況に対応できるように余裕を持った調達をこれまでに行ってまいりました。当事業年度においては、市場の急激な変化に対応するため国内在庫を優先的に使用し、輸入量をできる限り抑えることにより、原価の上昇を食い止めることができました。その他、原料以外のコスト上昇に対しては、適切な価格の維持を目的とする価格改定を実施したことも要因として挙げられます。

営業損失においては、販売費及び一般管理費が12,601千円増加し、264,272千円(前期比102%)となり、312,012千円となりました。

主な費用としては、前事業年度から継続している成長投資の継続により71,677千円の先行投資を行いました。物流コストの見直しにより倉庫料9,977千円減少(前年比80%)、荷造運賃費5,168千円減少(前年比93%)、その結果、合計で年間を通して約15,000千円の削減となりました。倉庫料については、製商品や原料など異なる性質の在庫を抱える中、在庫の回転数に合わせて倉庫を使い分けることにより、お客様からの発注に素早く対応しつつ、コストを抑えることに成功しました。また、前述の国内在庫を有効活用したことも倉庫料の削減に貢献しております。荷造運賃費については、世の中全体として輸送コストが上昇基調の中、物量に応じた輸送手段の使い分けや、配送効率の改善など、細かな改善の積み重ねが削減に貢献しております。

営業外収益及び費用においては、主に為替変動の影響による為替差益が5,476千円計上されており、経常損失は307,346千円(前事業年度は320,867千円)となりました。

当期純損失においては前述の結果、308,296千円となりました。

当社は輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別の売上高は次のとおりであります。

	リテール事業	業務用事業	DM事業	海外事業	合計
前事業年度 (注)	351,310千円	292,511千円	119,253千円	17,097千円	780,172千円
当事業年度	371,597千円	293,451千円	122,233千円	17,603千円	804,885千円
増減率	105.8%	100.3%	102.5%	103.0%	103.1%

(注) AFM事業を業務用事業としたため、当事業年度の事業別にあわせて部門売上高を再集計しております。

①リテール事業部門

量販店については、前事業年度春の新商品アサイーEPOFe発売後、年間を通して既存品を含めたフルッタアサイーシリーズの採用店舗が増加しております。さらに、台湾フルーツティーも発売以来右肩上がりであり、売上高、売上総利益に貢献しました。

質販店（プレミアム業態）については、コロナ禍からの経済活動の正常化以降苦戦が続いておりましたが、第4四半期においては回復し、売上高がプラスに転じました。大手会員制倉庫型店を中心に、前述の新商品「楊枝甘露（ヨンジーガムロ）」も売上拡大に貢献しております。

その他、大手小売業向けのプライベートブランドの好調や、ココナッツヨーグルトがプラントベース食品として定着していることなども、全体の数字を押し上げている要因となっております。

その結果、リテール事業部門全体の売上高は、第4四半期間（1月-3月）においては135,236千円（前期比122%）増加し、当事業年度において371,597千円（前期比105%）となりました。

②業務用事業部門

外食向け原料販売については、第4四半期においても引き続きコロナ禍からの正常化に合わせた市場回復の追い風に乗り、既存の外食チェーンを中心にアサイー関連商品の売上高ベースアップが全体を押し上げる結果となりました。一方で、個店向けの業務用通販サイト「BIZWEB」においては引き続き厳しい状況が続いておりますが、外食向け原料販売全体では、第4四半期の売上高は40,747千円（前期比120%）となりました。市場回復に合わせて、アサイーを中心とした露出は確実に増えており、その好事例を個店でも水平展開できるよう努めてまいります。また、外食向けの取り組みとして、アサイーの従来の価値訴求に加え、代替肉をはじめとした植物性タンパク質訴求食品における血液代替原料となり得る価値の訴求や、アマゾンフルーツを活用したアプリケーション開発にも力を入れており、翌事業年度のさらなる拡販に向けて準備を進めております。

一方で、メーカー向け原料販売については、一般食品向け原料は大手コンビニエンスストア向けの原料などに採用されてことにより好調に推移したものの、健康食品向け原料は商流の変更に伴う売上金額の減少及び継続案件の納期のずれなどが影響し、メーカー向け原料販売全体では、第4四半期の売上高は20,914千円（前期比58%）となりました。今後は、現在販売している原料に加えて、より使い勝手の良い新規原料の開発や、メーカー開発者に直接訴求できるチャンネルの開拓などにより営業活動の改善を進め、売上の回復に努めてまいります。

この結果、業務用事業部門全体の売上高は、第4四半期（1月-3月）においては69,998千円（前期比85%）、当事業年度において293,451千円（前期比100.3%）となりました。

③DM事業部門

DM事業部門については、コロナ禍からの経済活動の正常化によりチャンネル全体で伸びが鈍化する中、自社ECだけではなく、楊枝甘露を中心に大手プラットフォームへの取り組み強化を図ったものの、新規顧客獲得に想定以上のコストがかかることが判明したため、利益確保の観点から広告施策を見送ったことにより、売上高は前年比では伸張しておりますが、当初の計画からは大きく乖離する結果となりました。今後は、チャンネル特性に合ったEC向け新商品の開発や、CO₂削減量可視化の取り組みの強化など、価格に左右されにくい当社独自の価値提供により、EC市場での拡販に取り組

んでまいります。

この結果、DM事業部門全体の売上高は、第4四半期(1月-3月)においては29,353千円(前期比111%)、当事業年度において122,233千円(前期比102%)となりました。

④海外事業部門

海外事業部門については、主力のカカオ豆が、今シーズンは現地ブラジルが天候不順に見舞われた影響で、前事業年度同時期には十分な在庫があったものの、当事業年度は第4四半期終了時点でほぼ在庫がない状況となっております。当事業年度累計期間では前事業年度を上回っているものの、第4四半期間においては、前事業年度を大きく下回る結果となりました。当社のカカオビジネスはCO₂削減量の観点から見ても大きな役割を担っているため、引き続きCAMTAと協力しながらカカオ豆の増産に取り組んでまいります。また、全世界的な原料の不足や高騰する現状に対して、当社の特徴である現地生産者と直接繋がっているという利点を活かし、アサイーやカカオに限らず様々なフルーツを国内外のメーカーに原料供給する取り組みを強化しており、すでに出荷を開始しております。今後も、当社にしかできないソリューションを提供することで、売上拡大を図ってまいります。

この結果、海外事業部門全体の売上高は、第4四半期(1月-3月)においては1,941千円(前期比33%)、当事業年度において17,603千円(前期比103%)となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年3月期 第 18 期	2021年3月期 第 19 期	2022年3月期 第 20 期	2023年3月期 第 21 期(当事業年度)
売 上 高	811百万円	692百万円	780百万円	804百万円
経 常 損 失 (△)	△443百万円	△277百万円	△320百万円	△307百万円
当 期 純 損 失 (△)	△440百万円	△287百万円	△322百万円	△308百万円
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△129.71円	△29.35円	△16.26円	△10.41円
総 資 産	1,300百万円	2,069百万円	1,514百万円	1,201百万円
純 資 産	225百万円	1,199百万円	1,307百万円	899百万円

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を第20期の期首から適用しており、第18期以降の売上高の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、アグロフォレストリーの多様性を生かしたマーケティング活動を行うことで、経済活動を発展させ、アグロフォレストリーに利益を還元することにより、森の再生を促進してまいりました。経済の力で環境を再生させるビジネスモデルはNATURE POSITIVEと呼ばれており、アグロフォレストリーは数少ない実践例として注目されています。持続可能な食料供給システムと生物多様性の保全が必要である中、当社のアグロフォレストリーを活用したビジネスモデルは、食料供給システム全体に貢献できると考えております。当社のビジョンにより一層共感していただける様、積極的な情報発信を行うことで、更なる認知度の向上に努めてまいります。

各事業部の取組みについては、下記のとおりです。

①リテール事業部門

主力商品であるフルッタアサイーのカートカンにもCO₂削減マークを初めて採用し、量販店を中心に商品導入率の向上を図り、売上拡大を図ってまいります。当期から販売開始している楊枝甘露は、コンビニエンスストアや量販店でも手に取りやすい、小型ボトルの発売を予定しており、さらなる拡販に向けて準備を進めております。

②業務用事業部門

外食向けの取組として、アサイーの従来への価値訴求に加え、代替肉をはじめとした植物性タンパク質訴求食品における血液代替原料となり得る価値の訴求や、アマゾンフルーツを活用したアプリケーション開発にも力を入れており、来期のさらなる拡販に向けて準備を進めております。

メーカー向けの取組としては、現在販売している原料に加えて、より使い勝手の良い新規原料の開発や、開発者に直接訴求できるチャンネルの開拓などにより、営業活動の改善を進め、売上拡大を図ります。

③DM事業部門

チャネル特性に合ったEC向け新商品の開発や、CO₂削減量可視化取り組みの強化など、市場や価格に左右されにくい、当社にしかできない価値の提供及び消費者のニーズに合せた配送業務の効率化により、EC市場での拡売に取り組んでまいります。

④海外事業部門

全世界的な原料の不足や高騰する現状に対して、当社の特徴である現地生産者と直接繋がっているという利点を活かし、アサイーやカカオに限らず様々なフルーツを国内外のメーカーに原料供給する取組を強化しており、すでに出荷を開始しております。今後も当社にしかできないソリューションを提供することで、売上拡大を図ってまいります。

⑤業務（サプライチェーンマネジメント）部門

在庫の有効活用及び原料調達のコントロールに加え、取引先選定及び停滞在庫の管理強化を徹底してまいります。エネルギー高騰の影響による値上げ要請や、物流に関する問題は当社のみならず業界全体の抱える問題でもあります。原材料の見直しや配送効率の改善により、費用負担の削減を図ってまいります。

⑥開発部門

トロント大学の抗炎症機能についての論文発表が待たれる中、当社においても独自でアサイーが持つ可能性を探求することで、価値向上を促進させるための研究を継続し、研究機関との共同研究で新たな論文発表の準備を進めております。また、平行して新たな原料の開発も進めており、独自価値の訴求により利益改善に貢献できるよう努めてまいります。

⑦経営管理部門

収益性の改善を主とした財務体質の改善に努めてまいります。また、企業の競争力の源泉が人材となっている中、経営戦略と人材戦略の連動を図り、企業の進む方向性や戦略を共有し、日々の生産性を上げ、組織体制を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

ブラジル最大手アマゾンフルーツサプライヤーCAMTAより、冷凍パ
ルプの国内独占輸入販売代理店としてアサイーをはじめとするアマゾンフ
ルーツを輸入し、加工販売しております。

各事業の主要な事業内容は、以下のとおりです。

(リテール事業)

- ・スーパーマーケット、会員制倉庫型店舗等への自社ブランド及びPB
製品の販売

(業務用事業)

- ・外食産業向け製商品の販売
- ・飲料、菓子他メーカー向け原料の販売

(DM事業)

- ・自社製品のインターネット通販

(海外事業)

- ・アグロフォレストリーカカオ豆の販売
- ・海外事業展開

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

区 分	所 在 地
事 務 所	本 社 東京都千代田区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
27名	6名増	43.1歳	5.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。

2. 当社は、輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記
載を省略しております。

(8) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社	100百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
- | | |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 60,664,112株 |
| A種種類株式 | 5,848,887株 |
- (2) 発行済株式の総数
- | | |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 30,602,329株 |
| A種種類株式 | 3,134株 |
- (3) 株主数
- | | |
|--------|---------|
| 普通株式 | 12,527名 |
| A種種類株式 | 2名 |

(4) 大株主

株主名	持株数			合計株式 持株比率
	普通株式	種類株式	合計株式	
楽天証券株式会社	2,910,300株	－株	2,910,300株	9.5%
株式会社SBI証券	922,500株	－株	922,500株	3.0%
山本 宏光	370,000株	－株	370,000株	1.2%
松井証券株式会社	315,200株	－株	315,200株	1.0%
株式会社REVOLUTION	277,800株	－株	277,800株	0.9%
日本証券金融株式会社	269,500株	－株	269,500株	0.8%
株式会社JFLAホールディングス	209,400株	－株	209,400株	0.6%
マネックス証券株式会社	208,371株	－株	208,371株	0.6%
JPモルガン証券株式会社	202,400株	－株	202,400株	0.6%
GMOクリック証券株式会社	186,200株	－株	186,200株	0.6%

(注) 1. 株式会社REVOLUTIONの普通株式の持株数には、当社代表取締役 長澤誠との株券貸借契約に基づく借株277,800株が含まれております。

2. 自己株式は保有しておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の概要 (2023年3月31日現在)

		第 3 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数		315個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 31,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)
新株予約権の行使期間		2016年3月28日から 2024年3月26日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 310個 目的となる株式数 31,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

2. 2014年10月3日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②その他新株予約権等の状況

2020年8月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権の概要
(2023年3月31日現在)

	第10回新株予約権
新株予約権の数	1,712,384個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,712,384株 (予約権1個につき1株)
発行価額	新株予約権1個につき0.87円
行使価額の修正	行使価額は、2020年9月7日に初回の修正がされ、以後5取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日から起算して5取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続取引日の各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。下限行使価額は、当初127円とする。
新株予約権の行使期間	2020年9月7日から 2023年10月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
割当先	株式会社REVOLUTION

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員CEO	長 澤 誠	
取締役執行役員	徳 島 一 孝	IR、財務担当
取 締 役	マイケル・ラーチ	Evolution Capital Management LLC創業者兼最高投資責任者 EVO FUND代表者兼ディレクター
取 締 役	鈴木朗広	金井公認会計士・税理士事務所 公認会計士
常 勤 監 査 役	田 端 三 郎 司	
監 査 役	村 上 雅 哉	愛宕虎ノ門法律事務所 弁護士
監 査 役	石 田 龍	コモンズ総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役鈴木朗広氏は、社外取締役であります。
2. 取締役鈴木朗広氏は、公認会計士資格を有しており、公認会計士としての豊富な知見と経験を有しております。
3. 監査役村上雅哉氏及び石田龍氏は、社外監査役であります。
4. 監査役村上雅哉氏及び石田龍氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての豊富な知見と経験を有しております。
5. 当社は、監査役村上雅哉氏及び監査役石田龍氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役 社長執行役員CEO	長 澤 誠	
取締役執行役員	徳 島 一 孝	IR、財務担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第35条の規定に基づき、取締役の鈴木朗広及び社外監査役の石田龍、村上雅哉の両氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限

度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の賠償責任による損害を補填することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	41 (2)	41 (2)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8 (4)	8 (4)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	50 (6)	50 (6)	— (—)	— (—)	8 (3)

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の内容は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員CEO長澤誠が決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案して報酬額を決定するものであり、これらの権限を委任した理由は、経営環境及び業績を勘案し、各取締役の貢献度等を評価するには、経営責任者である代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人名	兼職の内容
取締役	鈴木朗広	金井公認会計士・税理士事務所	公認会計士
監査役	村上雅哉	愛宕虎ノ門法律事務所	弁護士
監査役	石田龍	コモンズ総合法律事務所	弁護士

(注)

1. 鈴木朗広氏が勤める金井公認会計士・税理士事務所と当社との間には、税務顧問契約を締結しております。
2. 村上雅哉氏が代表を務めている愛宕虎ノ門法律事務所と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 石田龍氏が勤めるコモンズ総合法律事務所と当社との間には、法律顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鈴木朗広	本事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、公認会計士としての豊富な実務経験により適宜質問、意見表明等を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役	村上雅哉	本事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また監査役会17回全て出席し、弁護士としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役	石田龍	本事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また監査役会17回全て出席し、弁護士としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行うなど、適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 みつば監査法人

(2) 報酬等の額

	みつば監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務執行についての基本方針

当社は、「自然と共に生きる」を企業理念とし、地球環境に貢献するべく、“経済が環境を復元させる事業モデルの構築 ～グリーンエコノミーの実現～”を推し進めております。

このような当社の企業理念・価値観を、全ての役員・従業員等が共有・実践し、職務を遂行する事を基本方針とし、社会的良識ある企業活動に心掛け、お客様、取引先、株主の皆様などステークホルダーの期待に応えて参ります。

また当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

- (2) 取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス規程、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程（その附表）等を制定し、社内に徹底を図っております。
 - ② 監査役は、監査役監査規程に基づき、監査を適宜行っております。また、重要な会議（取締役会、経営会議等）への出席や内部監査責任者との連携より、監査の実効性の向上に努めております。
 - ③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査責任者を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理部を総括管理担当部署とし、法令及び文書管理規程に基づき記録・保存しております。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できます。
 - ③ 書類の保存については、監査役、内部監査責任者が適宜チェックしております。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクについて、全社的なリスク管理に関する取組みの企画、立案、調整及び推進は経営管理部が行うものとしております。
 - ② 危機発生時には、対策部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能とを分離しております。
 - ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
 - ③ 社長、社長が指名する執行役員、ゼネラルマネージャー及びシニアマネージャー等で構成される戦略本部会議を開催し、経営の計画、戦略に関わる事項並びに各部門の重要な執行案件について報告及び審議を行い、経営活動の効率化を図っております。
 - ④ 取締役会規程・組織規程・職務分掌規程・職務権限規程・稟議規程による決裁権限の明確化・迅速化と決裁に係る関係部署への情報伝達の徹底を図っております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から職務の補助を求められた場合は、内部監査責任者が監査役の職務を補佐しております。

② 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないこととしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な社内会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から業務の執行状況の報告を求められます。

② 取締役、執行役員及び使用人は、法令に反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、すみやかに監査役に報告するものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施しております。

② 監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・戦略本部会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査責任者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	764,306	流 動 負 債	298,344
現金及び預金	250,006	買 掛 金	144,525
売 掛 金	110,956	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商品及び製品	223,737	未 払 金	30,576
原材料及び貯蔵品	112,457	未 払 費 用	5,632
前 渡 金	77	未払法人税等	6,043
前払費用	6,639	前 受 金	56
そ の 他	60,431	預 り 金	1,795
固 定 資 産	437,093	そ の 他	9,714
有形固定資産	-	固 定 負 債	3,746
建 物	8,654	資産除去債務	3,746
機 械 及 び 装 置	6,660	負 債 合 計	302,090
工 具、器 具 及 び 備 品	13,441	(純資産の部)	
減価償却累計額	△28,756	株 主 資 本	1,149,757
投資その他の資産	437,093	資 本 金	970,157
投資有価証券	374,926	資 本 剰 余 金	1,097,114
出 資 金	500	資 本 準 備 金	970,157
そ の 他	61,667	その他資本剰余金	126,957
資 産 合 計	1,201,400	利 益 剰 余 金	△917,515
		その他利益剰余金	△917,515
		繰越利益剰余金	△917,515
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△251,937
		その他有価証券評価差額金	△251,937
		新 株 予 約 権	1,489
		純 資 産 合 計	899,309
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,201,400

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		804,885
売 上 原 価		492,626
売 上 総 利 益		312,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		624,272
営 業 損 失		312,012
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
為 替 差 益	5,476	
そ の 他	422	5,905
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,000	
資 金 調 達 費 用	240	1,240
経 常 損 失		307,346
税 引 前 当 期 純 損 失		307,346
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	950
当 期 純 損 失		308,296

株主資本等変動計算書

（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	970,157	970,157	126,957	1,097,114	△609,218	△609,218	1,458,054
当期変動額							
当期純損失 (△)					△308,296	△308,296	△308,296
株主資本以外の 項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△308,296	△308,296	△308,296
当期末残高	970,157	970,157	126,957	1,097,114	△917,515	△917,515	1,149,757

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△151,957	△151,957	1,489	1,307,586
当期変動額				
当期純損失 (△)				△308,296
株主資本以外の 項目の 当期変動額 (純額)	△99,980	△99,980		△99,980
当期変動額合計	△99,980	△99,980	—	△408,277
当期末残高	△251,937	△251,937	1,489	899,309

個別注記表

1 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで継続して営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、当事業年度においても営業損失312,012千円、経常損失307,346千円、当期純損失308,296千円を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社は以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

i 黒字化への取組み

・リテール事業部門

当期から販売を開始した楊枝甘露を、大手会員型倉庫店を中心に継続販売し、ブランディングを図りながら、大手CVS及び大手量販店へ拡販を進めて参ります。

フルッタアサイーカートカンシリーズについても、アサイーPRと連動して拡販を目指していきます。

・業務用事業部門

コロナ渦から正常化になりつつある外食産業を中心にアサイー商品のブランディングを図り、拡販するとともに、食品メーカーを中心に販売強化を取り組んでまいります。

・DM事業部門

通販向け新商品の開発及び導入を進め、通販市場に特化した商品で、通販市場の拡販に取り組んでまいります。

・海外事業部門

ネイチャーポジティブの数少ない事例でもある、アグロフォレスリーの食品原料をアジア地域中心に、拡販に取り組んでまいります。

ii 機能性分析の取組み

・原料研究及び開発

機能性分析による消費者への訴求及び動機付けに起因したマーケティング戦略を行います。

アサイーが持っている本来の価値を再度見直すことにより、既存チャンネルにおいてもベースアップを計ってまいります。

iii 財務基盤の安定化について

アサイー原材料の資金化と売上拡大で資金確保を図るとともに、新株予約権の行使等も含めた資本政策により財務基盤の安定化に取り組んでまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。

しかしながら、今後の利益体質への変革を目指した、売上や収益性の改善のための施策の効果には一定程度の時間を要し、今後の経済環境にも左右されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類に反映しておりません。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料、貯蔵品

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に定率法によっております。

ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
機械及び装置	10年
工具、器具及び備品	3年～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア(自社利用)	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は主に量販店、外食産業、食品メーカー及び消費者向けに商品及び製品の販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に検収された時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は商品及び製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

3 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定 会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項 に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

4 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	223,737千円
原材料及び貯蔵品	112,457千円
合計	336,194千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積り方法

商品、製品及び原材料は、取締役会にて承認された翌事業年度の事業計画を基礎として、設定されている賞味期限に基づいて見積もった賞味期限切れ数量を用いて評価損を計上しています。

②金額の算出に用いた主要な仮定

賞味期限切れが見込まれる数量は、賞味期限別期末在庫数量と過去の販売・使用実績及び外部経営環境を勘案した需要見込み等の一定の仮定に基づいて算出しております。当該仮定は主観性を伴うものであります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りにおいて用いた仮定が、当初想定出来なかった商品及び製品の需要の変動等により、見直しが必要となった場合、翌事業年度における追加の損失が発生する可能性があります。

5 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額に含めて表記しております。

2. 当社は、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社と10億円の無担保ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度の借入未行使残高は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年3月31日)
無担保ファシリティ契約の総額	1,000,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	900,000千円

6 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	26,406,509株	4,195,820株	一株	30,602,329株
A種類株式	4,221株	一株	1,087株	3,134株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式

A種類株式の普通株式転換行使 4,195,820株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

A種類株式

A種類株式の普通株式転換行使 1,087株

(2) 当事業年度の末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,712,384株

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を投資会社により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利で調達しております。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクにさらされているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	110,956	110,956	—
投資有価証券	374,926	374,926	—
資産計	485,882	485,882	—
買掛金	144,525	144,525	—
未払金	30,576	30,576	—
長期借入金 (注2)	100,000	100,000	—
負債計	275,102	275,102	—

(注) 1. 預金は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能な時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	374,926	—	—	374,926

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	110,956	—	110,956
買掛金	—	144,525	—	144,525
未払金	—	30,576	—	30,576
長期借入金	—	100,000	—	100,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

時価は一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

買掛金及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

時価は元金合計額を、同様な新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	区分					その他	合計
	リテール	業務用 (注1)	DM (注2)	海外	計		
売上高							
商品及び製品	371,597	231,446	122,233	17,603	742,880	—	742,880
原材料	—	62,005	—	—	62,005	—	62,005
顧客との契約から生じる収益	371,597	293,451	122,233	17,603	804,885	—	804,885
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	371,597	293,451	122,233	17,603	804,885	—	804,885

(注1) アグロフォレストリー・マーケティング事業部門 (AFM) は業務用事業部門に名称を変更しております。

(注2) ダイレクト・マーケティング事業部門

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、棚卸資産評価損、繰越欠損金及び減価償却超過額等でありますが、全額評価性引当を行っております。

10 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会 社 等	EVOLUTION JAPANアセッ トマネジメン ト株式会社 (注 1)	-	借入金の借入	利息の支払い (注 2)	1,000	その他 流動負債	1,126

(注) 1. EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社は、当社の取締役であるマイケル・ラーチ氏が間接的に議決権の100%を所有しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は元利一括返済としております。

11 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 29円34銭
(2) 1株当たり当期純損失 △10円41銭

12 重要な後発事象に関する注記

無担保融資ファシリティー契約の終了並びに無担保社債(私募債)の発行

当社は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社との間で締結した無担保融資ファシリティー契約を、当該契約において貸付を受けた金額を返済し終了するとともに、令和5年4月5日開催の取締役会において、EVO FUNDに全額を割り当てる社債を発行することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

- i. 無担保融資ファシリティー契約の終了並びに無担保社債(私募債)の発行の目的
当事業年度業績により、営業キャッシュフローがマイナスであり、将来的な売上拡大に備えた資金需要の確保を目的としたEVO FUNDに全額を割り当てる無担保社債を発行しております。
- ii. 無担保融資ファシリティー契約の個別貸付契約について
(1) 締結日 2021年9月15日
(2) 借入額 100,000千円
(3) 期間 2021年9月15日から2026年9月14日まで

- (4) 借入金の利率 年利1.0%
- (5) ファシリティフィー 無し
- (6) 個別貸付実行手数料 無し
- (7) 個別貸付実行の判断 貸主の裁量による
- (8) 満期日 個別貸付契約にて規定

iii. 無担保融資ファシリティ契約の解消の概要

- (1) 返済日 2023年4月7日
- (2) 返済額 100,000千円

iv. 無担保社債（私募債）の発行について

- (1) 銘柄 株式会社フルッタフルッタ第1回無担保社債（適格機関投資家限定）
- (2) 発行総額 300,000千円
- (3) 社債の利率 年利1.0%
- (4) 発行価額 額面100円につき100円
- (5) 発行日 2023年4月7日
- (6) 償還期限 2025年4月6日
- (7) 償還方法 額面100円につき100円
- (8) 募集の方法 EVO FUNDに全額を割り当てる

会計監査報告

独立監査人の監査報告書				
				2023年5月30日
株式会社フルッタフルッタ				
取締役会 御中				
みつば監査法人 東京都品川区				
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	本 間	哲 也	
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	齊 藤	洋 幸	
監査意見				
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルッタフルッタの2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。				
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。				
監査意見の根拠				
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。				
継続企業の前提に関する重要な不確実性				
継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度までに継続して営業損失、経常損失、及び当期純損失を計上しており、当事業年度においても営業損失312,012千円、経常損失307,346千円、及び当期純損失308,296千円を計上している。				
これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。				
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。				
その他の記載内容				
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。				
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。				
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。				
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。				
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。				

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 みつば監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社フルッタフルッタ 監査役会

常勤監査役 田 端 三郎司 ㊟

社外監査役 村 上 雅 哉 ㊟

社外監査役 石 田 龍 ㊟

以 上

定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
1	ながさわ まこと 長 澤 誠 (1961年7月6日) 【再任】	1986年 4 月 京セラ株式会社 入社 1990年 4 月 DSC COMMUNICATION, INC 入社 1991年 4 月 アサヒフーズ株式会社 取締役 2002年 11 月 当社設立 代表取締役 2014年 4 月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO(現任)	— (注)1
【選任理由】 長澤誠氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者であり、これまでの豊富な会社 経営経験及び今後の当社事業の発展に欠かせないものと判断したものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	Michael・Larch マイケル・ラーチ (1971年1月20日) 【再任】	1994年 1月 Kidder, Peabody & Co. アシスタント・エクイティ・デリバティブ・ トレーダー 1994年 9月 ING Barings エクイティ・デリバティブ・トレーダー 1996年 6月 メリルリンチ証券会社 エクイティ・デリバティブ・トレーディング 責任者 1998年 3月 Credit Agricole Securities Asia B.V. エクイティ・トレーディング及びストラクテ ャリング責任者 2000年 3月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 プログラム・トレーディング共同責任者 2002年 5月 Evolution Capital Management LLC 創業者兼最高投資責任者(現任) 2006年 12月 EVO FUND 代表者兼ディレクター(現任) 2021年 9月 当社取締役(現任)	—
【選任理由】 マイケル・ラーチ氏を取締役候補者とした理由は、資金的なサポートと今後の事業展開においてEVO FUNDグループと広く連携等の取り組みが期待されること及び経営体制の一層の強化を図るためと判断したものです。			
3	すざき あきひろ 鈴木朗広 (1976年11月18日) 【再任】	2008年12月 三優監査法人 入所 2012年10月 公認会計士登録 2016年 2月 三優監査法人 退所 2016年 2月 金井公認会計士・税理士事務所 入所(現在に至る) 2021年 6月 当社取締役(現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 鈴木朗広氏を社外取締役候補者として選任した理由は、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、当社経営判断・意思決定の過程で、助言・提言をいただけるものと判断したものです。また、同氏が選任された場合には、客観的・中立的立場にて専門的見地より助言・提言いただくことを期待しております			

(注) 1. 長澤誠氏が所有していた当社普通株式323,600株は長澤と株式会社REVOLUTIONとの間での株券貸借契約締結により、普通株式の所有が株式会社REVOLUTIONとなっております。なお、当該契約期間満了後、当該株式の所有が長澤に帰属いたします。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木朗広氏が勤める金井公認会計士・税理士事務所と当社との間には、税務顧問契約を締結しております。
4. 鈴木朗広氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鈴木朗広氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、鈴木朗広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、鈴木氏の再任が承認された場合は、鈴木氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

2023年6月28日付けをもって、監査役田端三郎司氏は辞任により退任いたします。つきましては、同氏の補欠として監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任予定の田端三郎司氏の監査役としての任期の満了すべき時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
とくしま かずたか 徳島 一孝 (1962年3月5日) 【新任】	2008年5月 株式会社COCORO SUPPORT 代表取締役社長 2017年3月 当社 顧問 2017年6月 当社取締役執行役員 IR、財務担当	—
<p>【選任理由】</p> <p>徳島一孝氏を監査役候補者とした理由は、これまで当社取締役として、IR、財務面において、当社の発展に貢献したことを鑑み、監査役としての職責を全うし適切な監査を行えるものと判断したものであります。</p>		

- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 徳島一孝氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
きしもと ゆうすけ 岸 本 雄 介 (1983年1月18日)	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 コモンズ総合法律事務所 入所 2017年7月 同所 パートナー弁護士(現在に至る) 2020年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 【選任理由】 岸本氏を補欠の社外監査役候補者として選任した理由は、弁護士としての経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断したものであります。事業会社での経営経験はないものの、多様な事業会社での法務コンサルティング経験及びグローバルな視点を通して、豊富な知見を有しているものと判断しております。	—

- (注) 1. 岸本雄介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏が務める、コモンズ総合法律事務所とは、法律顧問契約を締結しております。
3. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
6. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区五番町一丁目10番
市ヶ谷大郷ビル 6 F
A P市ヶ谷 Cルーム
電話03-3511-3109



■電車をご利用の場合

- ・「市ヶ谷駅」(JR線)出口より徒歩1分。
- ・「市ヶ谷駅」(有楽町線・南北線・新宿線)2番出口より徒歩1分。

◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、お車での来場はご遠慮ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。